

令和6年 第1回八幡浜市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年1月5日(金) 16時00分
2. 場 所 八幡浜庁舎 5階 大会議室
3. 出席委員

○農業委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱田 善純	2	西川 一吉	3	菊池 眞策
4	樋田 都	5	木口 金富	6	西川 正則
7	西川 友浩	8	菊池 繁生	9	二宮 佳郁
10	古能 聖人	11	玉木 勝広	12	坂野 清史
13	欠 席	14	二宮 隆徳	15	欠 席
16	大和 眞二	17	河野 和弘	18	菊池 健三
19	欠 席				

○農地利用最適化推進委員

番号	氏 名	番号	氏 名	番号	氏 名
1	濱部 紘平	2	菊池 政弘	3	三好 哲秀
4	欠 席	5	欠 席	6	河野 辰也
7	菊池 仁志	8	毛利 新吾	9	正 和幸
10	松浦 喜孝	11	二宮 直樹	12	河野 伊都夫
13	浅野 治男	14	井上 哲夫	15	上田 好孝
16	清水 勝正	17	宮本 賢治		

○出席職員

事務局長 松本 有加  
事務局次長 松浦 秀紀  
事務局 菊池 誠晃、岡田 梨容子

○欠席委員

農業委員 13番 比企 義一委員  
農業委員 15番 山内 裕司委員  
農業委員 19番 柴田 紳一郎委員  
推進委員 4番 脇水 雅弘委員  
推進委員 5番 木村 高規委員

4. 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人選出

第3 付議案件について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 1件

議案第2号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第3号 農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について 1件

議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(所有権移転) 6件

議案第5号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について  
(一括方式) 8件

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出等について 2件

第4 協議事項

- ・「地域計画」策定に向けた取り組みについて
- ・「農業者年金加入推進部長」活動記録簿について
- ・農業委員会手帳について
- ・第2回農業委員会総会について

5. 会議の概要

事務局長 ただいまから、令和6年第1回八幡浜市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は19名中、16名で総会成立の定足数に達しております。

欠席委員は、13 番「比企 義一委員」、15 番「山内 裕司委員」、19 番「柴田 紳一郎委員」の 3 名です。

なお、推進委員は「4 番、脇水 雅弘委員」、「5 番、木村 高規委員」の 2 名が欠席です。

それでは、菊池会長から招集のご挨拶を申し上げます。

(菊池会長挨拶)

議 長        それでは議事に入る前に、議事録署名人の選出を行いたいと思います。こちらで指名してよろしいでしょうか。

(異議なし)

議 長        それでは議事録署名人に「16 番、大和 眞二委員」、「17 番、河野和弘委員」を指名します。

議 長        それでは付議案件に入ります。  
議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程いたします。  
番号 1、事務局の説明を求めます。

事 務 局        それでは議案第 1 号、番号 1 について説明します。  
農地の所在「〇〇〇〇」、地目現況「樹園地」、面積「520 m<sup>2</sup>」、外 5 筆、計「2,983 m<sup>2</sup>」、3 条有償移転です。  
譲渡人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
譲受人「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
申請事由としては、譲渡人は「高齢で耕作できないため農地を譲り渡したい」。譲受人は「自宅近くの土地なので、譲り受けて耕作したい」であります。  
本議案につきましては、申請書等に記載された内容が農地法第 3 条第 2 項各号の不許可要件の、効率的営農に関する要件、法人に関する要件、信託に関する要件、常時従事に関する要件、又貸しに関する要件、周辺の営農に関する要件、それぞれに該当していません。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。  
説明は以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

6 番 この件に関しましては、譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、〇〇〇〇の方で〇〇〇〇をしておられました。譲受人の「〇〇〇〇」さんは〇〇〇〇で、「〇〇〇〇」さんの甥にあたります。

「〇〇〇〇」さんは3人家族でありまして、奥さんと〇〇〇〇の息子さんが〇〇〇〇を手伝っております。また「〇〇〇〇」さんは兼業農家で野菜や栗などを作付けしております。

農地の場所ですが、「〇〇〇〇」さんの家の隣にありまして、現在、イチジクが埋まっております。そのままイチジクの方と栗を植え付けてやっていきたいというお話でした。

以上です。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第2号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。

番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第2号、番号1を説明します。

お手元の議案第2号、番号1の参考資料をご覧ください。

今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域の変更の申出であります。本総会での意見が認められれば、この後、農振除外を行い、次回総会で農地転用申請と移行するものです。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「畑」、面積「181 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「532 m<sup>2</sup>」です。

農用地区域の除外申出に至る理由は、「申出者は現在両親と同居しているが、子どもの成長に伴い手狭になったこと、今後農業をしながら両親の面倒を見やすい実家の近くの申出地に申出人家族が住むための住居及び自宅近くで農作業する場所や車を乗り入れて効率よく積み下ろしするための自己住宅及び農業用資材置場及び進入路を建設したい」とのことです。

今回、申出者及び両親の所有地から適地を検討した結果、申出地が最良と思われたため、申請することとなりました。〇〇〇〇に自己住宅を建築し、〇〇〇〇を農業用資材置場及び進入路として利用する予定です。周囲に所有農地も多くあり、作業効率の増加を見込むことができ、周辺農地に対し、農業上の支障が出る恐れもないことから計画変更を申し出るものです。

申請地以外の自己所有地は、優良農地で引き続き耕作するため、又は急傾斜地や道路に面していないなど、利用できない土地で他に適地はない状況です。

参考資料の1、2ページに位置図、3ページに周辺状況図、4ページに土地利用計画一覧、5ページに土地利用計画図、6ページに平面図、7、8ページに写真を掲載しておりますのでご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2番 「〇〇〇〇」君の申請の土地は、農業振興地域の農用地区域内のため計画変更で除外して、その後、転用して自宅・進入路・農業資材置場を建設する予定ですので、承認の程よろしくお願ひします。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きますして、議案第3号「農業振興地域整備計画に係る変更申請に対する意見について」を上程いたします。

番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは、議案第3号、番号1を説明します。  
お手元の議案第3号、番号1の参考資料をご覧ください。  
今回、当委員会に意見を求められている整備計画の変更は、農用地区域への編入の申出であります。

申請者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。

農地の所在「〇〇〇〇」、地目「山林」、現況「樹園地」、面積「285㎡」です。

農用地区域の編入申出に至る理由は、〇〇〇〇地区で施工される〇〇〇〇となっており、農業上の効率的かつ総合的な利用が図られることが見込まれるため、農用地区域に編入を申し出るものであります。

隣接する農用地区域内農地と同じ用途に供するため、農用地の集団化、農作業の効率化などに支障を及ぼすことはないと判断します。

編入が認められれば、〇〇〇〇から園内道の整備や樹園地の整備を行うものです。

1ページと2ページに、位置図、3・4ページに国木地区の農地利用状況図、5、6ページに詳細な位置を掲載していますので、ご確認ください。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

5 番 今回の件ですけど、第9回総会の時に農地に一括して変更申請した訳ですけど、その中で地目が山林だったために除外されていたのか、1筆残っていたんですけど、確認しましたところ、地目は元々山林で、畑であった時もあるようですけど、1筆だけ申請されていなかったために、今回申請ということで、全体がまとまるということで効率的になりますので、前回と同じように許可願えたらと思います。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、議案第4号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「所有権移転」を上程いたします。  
番号1、事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは議案第4号について説明します。  
番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,330 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

2 番 「〇〇〇〇」さんは高齢のため、また「〇〇〇〇」さんは「〇〇〇〇」さんの土地を小作されているので、この小作している土地を「買って欲しくないか」ということで、売買が成立しております。  
よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号2から4まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号2から4まで一括して説明します。

番号2、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,423 m<sup>2</sup>」、外4筆、計「5,190 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

番号3、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「426 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「3,832 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

番号4、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「628 m<sup>2</sup>」、外4筆、計「1,366 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。

移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。

以上です。

議長 地元委員の説明を求めます。

4番 番号2・3・4について所有権を持っておられる「〇〇〇〇」さんは、  
相続にてこの土地を取得しましたが、結局、農業ができないという  
ことで、〇〇〇〇地区の3名が、本当は4名ですが、次の議案が〇〇  
〇〇ですので、まず3名ということで、「〇〇〇〇」さん、「〇〇〇〇」  
さん、「〇〇〇〇」さんということで、それぞれの園地の近いところ  
を売買ということで話がまとまっております。  
以上です。

議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ござ  
いませんか。

委員 (意見、質問等なし)

議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員 (異議なく承認)

議長 それでは承認することといたします。

議長 続きまして、番号5についてですが、私の個人的な案件となってお  
りますので、議長を会長職務代理者である〇〇〇〇と交代し、退席し  
ますので、休憩とします。

(休憩)

(「〇〇〇〇委員」退席)

職務代理人

議長を交代し、再開します。  
番号5について、事務局の説明を求めます。

事務局

番号5、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「128 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「247 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、価格「〇〇〇〇」。  
以上です。

職務代理人

地元委員の説明を求めます。

4番

只今、番号2・3・4を説明させていただきましたが、5番は〇〇〇〇の案件でありまして、これで4名が揃ったということです。「〇〇〇〇」さんは安心されたと思いますので、〇〇〇〇の4名の皆様、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。  
以上です。

職務代理人

ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委員

(意見、質問等なし)

職務代理人

ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委員

(異議なく承認)

職務代理人

それでは承認することといたします。

職務代理人

議長を交代しますので、休憩とします。

(休憩)

(「〇〇〇〇」着席)

議長

議長を交代し、再開します。

議長

続きまして、番号6、事務局の説明を求めます。

- 事務局 番号6、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「363 m<sup>2</sup>」、外2筆、計「1,939 m<sup>2</sup>」。  
移転する者「〇〇〇〇」。  
移転を受ける者「〇〇〇〇」、「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。
- 16番 この園地は「〇〇〇〇」さんが小作していた園地ですが、去年、「〇〇〇〇」さんの旦那さんが亡くなられたので、処分したいということで、「〇〇〇〇」さんに「もらってこないか」ということでこの話となりました。  
よろしくをお願いします。
- 議長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。
- 委員 (意見、質問等なし)
- 議長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。
- 委員 (異議なく承認)
- 議長 それでは承認することといたします。
- 議長 続きまして、議案第5号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について」、「一括方式」を上程いたします。  
番号1、事務局の説明を求めます。
- 事務局 それでは議案第5号について説明します。こちらは農地中間管理機構を通した貸借となっています。  
番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「323 m<sup>2</sup>」、外4筆、計「2,641 m<sup>2</sup>」。  
新規の賃貸借です。  
設定する者「〇〇〇〇」。  
設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「6年」、賃借料「〇〇〇〇」。  
以上です。
- 議長 地元委員の説明を求めます。

8 番 「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。ちょっと体調を崩されて作り手を探されていた状態でした。そこへ「〇〇〇〇」君、〇〇〇〇、ご夫婦とお母さんで元気に農家をされており、国・県の資金を借りて倉庫を建てられ、どんどん面積を増やし、規模を拡大したいという計画を持っています。ちょうどこの農地が出ているのを見て、「是非、私が作りたい」という話となり、話がまとまりましたので、今回いろいろな資金を借りるうえで、中間管理機構を通しての賃貸借ということになりました。

何ら問題ないと思います。以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号 2、事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号 2、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,325 m<sup>2</sup>」。新規の使用貸借です。設定する者「〇〇〇〇」。設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年2ヵ月」。以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

17 番 この件につきましては、7月の総会の時に説明をいたしましたが、それからは役員さんが変わっておりますのでもう一度説明したいと思います。

「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇です。細かくなりますが、「〇〇〇〇」さんから電話がありまして、〇〇〇〇に「〇〇〇〇」さんの自宅で30分ほど話を聞きました。この土地は「〇〇〇〇」さんが作っている土地の隣の畑なのですが、ここが竹

藪だらけになっておりますが、畑に行きやすいので作りたいということで、「〇〇〇〇」さんが話をし、話がまとまっていたようですが、「〇〇〇〇」さんが施設に入所していたことで連絡が取れなくなっていたそうです。〇〇〇〇の娘さんがおられる訳ですが、末っ子の方が面倒を見ておられます。

使用貸借となっておりますが、いずれは「〇〇〇〇」さんに譲りたいと話されていたそうです。

何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号3から5まで一括して事務局の説明を求めます。

事 務 局

それでは、番号3から5まで一括して説明します。

番号3、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「626 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「693 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「3年」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号4、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「495 m<sup>2</sup>」、外1筆、計「571 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年1ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

番号5、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「1,011 m<sup>2</sup>」、新規の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「5年1ヶ月」、賃借料「〇〇〇〇」。

以上です。

議 長 地元委員の説明を求めます。

10番 それでは番号3から5までの案件を説明します。

まず番号3ですが、「再設定」の案件になろうかと思いますが、今回の更新に伴い、借り手が父親から息子さんの「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇に代替わりしたため、中間管理機構の契約では新規扱いとなります。ということで、3年前から両親と「〇〇〇〇」さん夫婦の4人でこの園地を管理されてきたわけですが、私が見ますところ奇麗に管理されており、まったく問題ございません。引き続きよろしくお願ひします。

続きまして、番号4・5を説明させていただきます。

番号4、「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇。高齢で後継ぎがないため、また番号5の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、現在1人で園地を管理されております。いずれの方も規模の縮小を考えられておりました、今回、借り手の「〇〇〇〇」さん、〇〇〇〇ですが、ちょうど隣接園になるということで、園地の集約化・効率化にもなりますし、また規模の拡大により補助事業も考えられております。

この案件、まったく問題ないと思いますので、よろしくお願ひいたします。

説明は以上です。

議 長 ただいま地元委員より説明がございましたが、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、番号6から8まで、再設定の案件となっております。事務局の説明を求めます。

事 務 局 番号6以降は再設定の案件となっております。

番号6、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「737㎡」、外1筆、計「1,770㎡」、

再設定の賃貸借です。

設定する者「〇〇〇〇」。

設定を受ける者「〇〇〇〇」、期間「3年」、賃借料「〇〇〇〇」。

以降の説明は省略します。

以上です。

議 長 再設定のため地元委員の説明を省略します。

議 長 番号6から8まで、承認することに、ご意見、ご質問ございませんか。

委 員 (意見、質問等なし)

議 長 ないようですので承認することにご異議ございませんか。

委 員 (異議なく承認)

議 長 それでは承認することといたします。

議 長 続きまして、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による届出等について」。

事務局の説明を求めます。

事 務 局 それでは報告第1号について説明します。

番号1、「〇〇〇〇」、「樹園地」、「363㎡」、外2筆、計「1,939㎡」。

賃貸人「〇〇〇〇」。

賃借人「〇〇〇〇」。

解約の理由「今までの貸借契約をやめて売買契約を結ぶため」であります。

以降の案件については説明を省略します。

以上です。

議 長 報告事項でありますので、以上で終わります。

議 長 続きまして協議、連絡事項に移りたいと思います。

(協議事項について説明及び審議)

議 長            それでは以上をもちまして農業委員会総会を終了します。

6. 閉会            17時15分

以上会議の顛末を記録してその相違ないことを証するためにここに署名する。

令和6年1月5日

会 長            菊池 眞策

議事録署名人    大和 眞二

議事録署名人    河野 和弘